

謹賀新年

町長・議長年頭のごあいさつ

上里町長

関根

孝道



新年明けましておめでとうございます。どうぞごきげん願います。

平成二十一年

年の輝かしい新年を健やかに迎えたいと心からお慶び申し上げます。

旧年中町民の皆様には、町政推進に對しまして、暖かいご支援・ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

新年という言葉には、新しい年、年の始まりと言う意味がございますが、「新」という漢字をみますと「立」と「木」と「斤」という三つの漢字で構成されております。

上里町議会議長

桜井

彪



謹んで新年のご祝辞を申しあげます。

町民の皆様におかれましては、ご健勝にて新春を迎えられたこととお慶び申しあげます。

皆様には日ごろより町議会に対し深いご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、上里町議会も行政改革の下、平成十八年五月一日より議員定数を

つまり「新」は「立っている木を斧で切ること」に切りたての「木」の会意文字で、元々はまきという意味ももっていたようですが、現在ではこの切りたてということから「新」をすべてに「あたらしい」という意味で広く使うようになったようです。

このような「新」の漢字の意味から私は新しいことへの一歩には、その前にひとつの区切りが必要であると解釈し、昨年を充分検証したうえで、一月元旦に今年一年の新たな願いや目標を立てることが大事ではないかと感じております。

さて、昨年を振り返りますと石油が急高騰し、その影響は魚介類や農産物にも波及し、石油製品はもとより食料品の価格上昇をもたらしました。さら

六名削減し十四名にしたところで、す。なお、現在二名が欠員となっており、現状は十二名で議会活動をしているところであります。

議会の内部組織である二つの常任委員会における活動、議員個人における日々の調査・研究等の活動状況は、議員一人当たりの負担は増したにも関わらず、三年前と比較しても同一レベルではないかと思うところがあります。

地方分権の流れの中にあつて真の行政改革は人を減ずることも一策と思ひますが、仕事のムダ・ムリ・ムラを無くし、住民に対して行政コストを一円でも下げる事が行政、又

には食品の偽装問題により安全性への不信が広がるなど、住民生活にも大きな影響と不安を及ぼしました。

その後、米国のサブプライムローンに端を発した金融不安が世界全体に波及し、我が国の企業収益の悪化など实体经济へも悪影響を及ぼし、更なる景気悪化が懸念される中で年越しとなりました。私も先の「新」年にあやかり、一日も早い景気回復と安全で安心な社会の実現を祈念いたします。

平成十九年に始まった第四次上里町総合振興計画が三年目に入りますが、ここ数年相次いで大型商業施設が開業し、他市町村からの入込客数が増加するなど新たな賑わいが創出され、町の様子も少しづつ変貌を遂げて参りました。今後も引き続き町の将来像の実現

議会に課せられた使命と考えます。また、町民と議会との距離を近づける為に努力していくことであろうと思ひます。

一年間を振り返ってみると、上里サーブエリア周辺地区整備事業は十三年度計画案に戻し、再計画案の方向づけが行政より説明があつたところでありました。また、温かいご飯を子ども達に供給できる新本庄上里学校給食センターの完成式典が実施された等が一年間の中でクローズアップされたことではないかと思ひます。

ほかに上里町は現在、行政改革の断行や都市計画道路の整備、福祉

を目指し、大変厳しい行財政環境下ではありますが、財政状況を見極めながら上里サーブエリア周辺地区整備事業、学校教育施設の耐震化、公共下水道事業など重要な事業を着実に推進して参りたいと存じます。

ここに新年を迎え、初心に帰り新たな思いでふるさと「上里町」の発展と町民の福祉向上のために全力を尽くして取り組み、行政と住民そして企業が互いに支えあいながらまちづくりを進めて、町民の皆様の笑顔があふれ活気に満ちた町としたいと存じます。

年頭にあたり、町民の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、本年も町政運営にご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。新年のごあいさつといたします。

の充実、教育施設整備など多くの課題や懸案事項を抱えています。こうしたとき議会は時代の変化に対応した新たな政策提言がなされるよう、その機能の充実と議会活動のさらなる活性化に努め、町執行部と共に真剣に議論・協議を行ない、町民の皆様福祉向上と上里町の発展につながるよう努力していく必要があります。

本年も町民皆様の負託に応えられる町政の推進と上里町の更なる発展が図られるよう取り組んでいく考えでありますので、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

税金の確定申告は 『2月16日(月)～3月16日(月)』 です

問合せ…税務課住民税係 [☎35-1220内1802・1803・1905]



住宅をローンで取得された方は・・・

住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の事前申告説明会を行います

平成20年中に新規に住宅等
を取得した方を対象に、所得
税の住宅ローン控除説明会を
開催します。

この申告説明会では、税理
士の指導のもと、自身で申告
書を作成します。

作成した申告書は、資料添
付の上、その場で提出が出来
ます。(持参資料に不備があ
ると作成・提出できない場合
があります)

開催日時		会場	対象地区
2月5日 (木)	午前10時～正午 午後2時～4時	上里町役場 4階大会議室	上里町 神川町

※受付は、開始時間30分前から行ないます。開始後の入場はできません。
※住宅資金の借入れをしていない方は対象になりません。

- 【当日持参するもの】
- ①平成20年分「源泉徴収票」の原本(源泉徴収税額があることをご確認ください)
 - ②住民票の写し(平成21年1月1日以降に交付を受けたものでコピーでないもの)
 - ③家屋・土地の登記事項証明書(平成21年1月1日以降に交付を受けたものでコピーでないもの。登記簿権利証、登記識別情報通知書等ではありません)
 - ④家屋・土地の取得価格、増改築等の費用が明らかになるもの(請負契約書、売買契約書のコピー)
 - ※会場ではコピーはできません。
 - ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(借入先全部の証明書が必要です)
 - ※返済明細書や返済予定表はこれに該当しません。
 - ⑥印鑑、ボールペン、のり、電卓等の筆記具及び計算器具
 - ⑦預貯金口座番号が分かるもの(申告者本人名義のものに限ります)

住民税の住宅ローン控除申告をしてください

税源移譲で所得税が減り、所得税で本来受けられるはずの住宅ローン控除の額が減ってしまった方は、お住まいの市区町村に申告することで、所得税で控除し切れなかった住宅ローン控除額の相当額を住民税から控除します。

■対象者：平成11～18年末までに住宅を取得、入居し、すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除し切れない住宅ローン控除額がある方(源泉徴収票の記載の中で、「居住開始年月日」が平成11～18年末の間で、さらに「住宅借入金等特別控除可能額」が「住宅借入金等特別控除額」よりも大きい方)

■申告期間：1月5日(月)～3月16日(月)まで

■申告書：役場税務課住民税係⑩窓口で配布、又は町のホームページからも入手可能

■申告方法：①年末調整が済んでいる方

お勤め先で年末調整が済んでいる方は、源泉徴収票(原本。摘要欄に「居住開始年月日」と「住宅借入金等特

◆1月の開庁日
[夜間(午後9時まで)]
1月5日(月)・15日(木)・26日(月)
[休日(午前8時30分～正午)]
1月11日(日)
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課税係
[☎35-1220内1121]

納税窓口
夜間・休日開庁のお知らせ

別控除可能額」が必ず記載されているものを申告書に添付の上、平成21年1月1日に居住している市区町村に提出してください。

②確定申告をする方
自営業や中途就職・退職等で年末調整がされなかった方は、確定申告書とともに税務署に提出してください。

■申告結果：
○該当になる方↓6月以降の住民税を減額します。6月に送付される町民税県民税決定通知書の中に適用を受けた金額が明記されます。
○該当にならない方↓6月に却下通知をご本人宛てに通知します。

税金の確定申告は

『2月16日(月)～3月16日(月)』

です

問合せ：税務課住民税係「☎35-1220内1802・1803・1905」

上里町では、2月16日(月)から3月16日(月)まで、「平成21年度 町県民税の申告」と「平成20年分 所得税の確定申告」の相談受付を行います。毎年、申告期限間近になると、会場が混雑し長時間お待ちいただくことがあります。申告受付地区別日程表を確認のうえ、できるだけ指定日にお出かけください。平成21年度町県民税の申告は、平成20年分(平成20年1月～12月)の所得が対象となります。

申告相談では、みなさんの申告にもとづいて、職員が申告書の作成をお手伝いします。下記日程表により、受付時間内にご来場ください。

申告のお知らせや申告書等は送付いたしませんので、申告が必要と思われる方は自主的な申告をお願いします。

なお、郵送による町県民税申告を希望される方は、ご連絡いただければ申告書を送付します。

役場で申告をする方の申告相談受付方法が変わります

所得税は「申告納税」することが原則となっています。

毎年、みなさんの正確で自主的な申告による納付や還付請求にご協力いただいておりますが、役場申告会場での受付については、より円滑に申告相談を進めるために今年から受付方法を一部変更させていただきます。ご不便をおかけするところもあるかと思われませんが以下の変更点をご留意のうえお越しくください。

【変更したところ】

①会場入口に整理番号札を配置しません

役場庁舎への入庁は午前8時からとし、それより早い時間の入庁が出来なくなりました。

②受付係を配置し、入場時に申告内容の確認と持参資料の確認を行います

受付係が申告内容と持参資料を確認の上、整理番号を手渡しにて配布します。必要資料に不備のあった方は、資料を揃えて再度ご来庁していただく場合があります。事前に記載が必要な資料で、不明な点がある方は職員が記載方法等の説明をさせていただきます。

③所得税の確定申告用資料として国民健康保険等の実納付額明細を事前に送付します

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の平成20年中支払分の明細書を、平成21年1月末に発送する予定です。確定申告用の資料としてお使いください。

④次の方は役場申告会場での申告はできません。本庄税務署での申告をお願いします

- ・譲渡所得のあった方
- ・株式等取引のある方
- ・外国人の方
- ・損失申告の方
- ・過年度申告の方

⑤e-TAX(インターネット)を利用できるパソコンを設けます

申告会場では、初めてe-TAXを操作する方に対して職員・税理士が説明をします。お気軽にご利用ください。

また、公的個人認証が必須となるため、事前に住基カードの用意が必要となります。住基カードの発行は町民環境課で有料にて受け付けています。

e-TAX(インターネット)とは

ご自分でパソコンを操作して申告書を作成し、インターネットで税務署に確定申告書を提出できる国税庁の提供ソフトウェアです。平成19・20年分の所得税申告のどちらか1年で1回だけ適用が受けられる5,000円の電子証明書特別控除や、本来は添付が義務づけられている書類の一部添付省略などの得点があります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.go.jp/>)を参照してください。

申告が必要な方

平成21年1月1日現在、上里町に住所があり、次の①～⑪のいずれかの要件に該当する方(所得税の確定申告書を提出した方は町県民税の申告は不要です)

- ① 農業・営業を営んでいる方
 - ② 不動産(地代・家賃)・利子・配当等の所得がある方
 - ③ 公的年金等に係る所得のある方
 - ④ 生命保険の満期返戻金などの一時所得があった方
 - ⑤ 生命保険契約に基づく年金や、原稿料・講演料などの雑所得のある方
 - ⑥ 給与所得の他に①～⑤の所得がある方、または2箇所以上から給与を受けている方
 - ⑦ 勤務先から町へ「給与支払報告書」の提出がない方
 - ⑧ 平成20年中に中途就職や中途退職した等で、勤務先で年末調整していない方
 - ⑨ 医療費控除・寄付金控除などを受けようとする方
 - ⑩ 年末調整後に、扶養・保険料控除等を変更する方
 - ⑪ 国民健康保険に加入している16歳以上の方
- みなさんの自主的な申告を

申告に必要なもの

お願いします。

- ① 印鑑
- ② 申告者の口座番号控え
所得税の還付が生じる場合は、申告者の口座に振り込みます。金融機関名、支店名、口座番号等を控えてお持ちください。また、所得税を納める方が新たに口座引き落としを希望される場合は、申告者の口座番号その他、金融機関届出印が必要となります。
- ③ 所得計算の基礎となる書類
給与および年金所得者：源泉徴収票
事業（営業・農業）所得者：収支内訳書（本人が必ず事前に作成してお持ちください）
不動産所得者：収支内訳書、および収入金額・必要経費等が明らかに分かる書類。固定資産税の領収書と課税明細書
配当所得・一時所得・雑所得などがある方：計算明細書や支払調書
- ④ 領収書・控除証明書（平成20年中に支払った金額のもの）
・ 国民健康保険税

- ・ 介護保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料
- ・ 生命保険料
- ・ 地震保険料（旧長期損害保険料分も含みます）
- ※ 国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料については領収書又は「所得税確定申告参考資料」をお持ちください。
- ⑤ 医療費控除を受ける方
・ 医療費などの領収書
・ 健康保険組合等で出産費や高額療養費等の補填があれば、支給額の分かる書類
- ※ 申告書本人で合計額を累計して会場へお越しください。
- ⑥ 障害者控除を受ける方
・ 障害者手帳
・ 療育手帳
・ 精神障害者手帳
- ※ 介護保険の要介護認定（要支援を除く）を受けている方で、障害者手帳が無い場合でも、町の交付する「障害者控除対象認定書」を提示することにより、障害者控除を受けられる場合があります。
- ⑦ 学生の方
・ 学生証か在学証明書（一定の要件に適合する場合は所得があっても、勤労学生の控除が適用されます）
- ⑧ その他必要と思われるものは、再度ご来場いただく場合がございます。

申告受付地区別日程表

月	日	相 談 地 区
2月	16日(月)	鶴・金下・金上
	17日(火)	内出・西金・金下東・勝一
	18日(水)	勝二・原一・原二・天神・真下・堀込
	19日(木)	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・宮
	20日(金)	下郷・上郷・久保・西大御堂
	21日(土)	
	22日(日)	
	23日(月)	東大御堂・寺西・新堀・並木沖
	24日(火)	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内
	25日(水)	横町・阿保町・長浜町
	26日(木)	立野・立野南・久城
	27日(金)	本郷一・本郷二・本郷三
	28日(土)	
	1日(日)	古新田
	2日(月)	
	3日(火)	三田
	4日(水)	京塚・久保新田
	5日(木)	四ツ谷・三軒
	6日(金)	西原町東・西原町西・一丁目
	7日(土)	
	8日(日)	
	9日(月)	東町東・東町西・二丁目・三丁目・四丁目
	10日(火)	五丁目・宮本町
	11日(水)	八町河原・忍保
	12日(木)	指定日に都合の悪い方(町内全域)
	13日(金)	指定日に都合の悪い方(町内全域)
	14日(土)	指定日に都合の悪い方(町内全域)
	15日(日)	指定日に都合の悪い方(町内全域)
	16日(月)	指定日に都合の悪い方(町内全域)

※ 指定日に都合の悪い方は、3月12日(木)・13日(金)・15日(日)・16日(月)の混雑が予想されるため、指定日以外でも申告をお受けします。
※ 申告のお知らせ（通知書）は送付しません。
※ 農業所得者は、すべて収支計算となります。収支内訳書を作成のうえ、申告してください。



◆ 会場
上里町役場 4階 大会議室

◆ 受付時間
午前の部 午前9時～11時
午後の部 午後1時～4時

後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税は口座振替で納められます

後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の年金からの納付は、これまでの国民健康保険税に滞納がない場合、口座振替による納付に変更することができます。

【納付変更手続きのしかた】

● 既に口座振替のお申込みをいただいている方
各担当窓口へ印鑑を持参して申出書をご提出ください。
● 新たに口座振替のお申込みをしていただく方
金融機関へ通帳・届出印を持参して口座振替の申込みを済ませた後、口座振替納付依頼書（本人控）と印鑑を持参して各担当窓口へ申出書をご提出ください。

提出期限：1月30日(金)

※ 期限後に提出されますと、年金からの納付の中止時期が6月以降となります。
※ 「申出書」は各担当窓口にあります。

問合せ：健康保険課 医療年金係 ☎ 35-1221 内 1221-1225・税務課 住民税係 ☎ 同・内 1131-1133

こんにちは
保健師です

保健センターからの お知らせ

問合せ：保健センター「☎33-2550」

① 町民健康づくり講演会を開催します！

日時…2月14日(土)、午後1時30分～午後3時30分

会場…女性センター「☎35-1357」

内容…『寝たきりにならないために』

講師…深谷赤十字病院 脳神経外科部長

和田裕千代 先生

定員…100名(定員になり次第締切り)

申込…1月13日(火)～2月6日(金)まで健康保険課「☎35-1222」・保健センター「☎33-2550」へ(電話可)

主催…町・上里町健康体力づくり推進協議会

問合せ…健康保険課地域包括支援センター「☎35-1222」

普段は聞けない専門医の話を
この機会にぜひ聞いてみてください。



上里町健康スタンプラリー2009の対象教室です！ お気軽にご参加ください

③ 『女性の健康づくり教室～スロートレーニングで身体の悩みを解消！～』を開催します！

今話題のスロートレーニングで若々しく健康な身体になりませんか？

スロートレーニングは少しの負荷でゆっくり運動をすることで激しい運動をした時と同じように成長ホルモンをたくさん出して、身体の筋肉を増やす運動です。

効果は、新陳代謝アップ・ダイエットや若返り・冷え性改善・骨や靭帯の強化・肩こりや腰痛等の身体の不調改善等様々です！負荷が少ないので膝や腰が悪い方にもお勧めです。

☆対象…40～64歳以下の女性

☆定員…40名(定員になり次第締切り)

☆日時…2月16日(月)・23日(月)・3月2日(月)・15日(日)、
午前10時～12時

(3月15日(日)は他の教室と合同で開催するため、男性も参加します。内容はソフトエアロビの予定です。)

☆会場…多目的スポーツホール

☆申込…1月29日(木)までに保健センターへ(電話可)

② 「栄養教室」開催します！

日時…1月25日(日)、午前9時30分～午後1時

会場…保健センター 2階調理室

対象…過去にヘルスサポーターに登録していない方を優先し募集

内容…生活習慣病予防のための調理実習および「ヘルスサポーター」に関する健康講話

講師…食生活改善推進協議会

定員…30名(定員になり次第締切り)

参加費…300円

準備…エプロン、三角巾、筆記用具、電卓

申込…1月19日(月)までに保健センターへ(電話可)

主催…町・上里町健康体力づくり推進協議会

※ヘルスサポーターとは？

健康管理を自ら実践できる方です。栄養教室修了後に(財)日本食生活協会より「ヘルスサポーター登録カード」を交付します。

保健センター予定表 ☎33-2550

1月	14日(水)	赤ちゃん相談
	19日(月)	2歳児歯科健診(平成18年12月生)
	20日(火)	3・4か月児健診(平成20年9月生)
	21日(水)	7・8か月児健診(平成20年5月生)
	22日(木)	1歳6か月児健診(平成19年6月生)
	23日(金)	3歳6か月児健診(平成17年6月生)

※赤ちゃん相談の「個別相談」は予約制です。

休日の医療機関はこちらへ

① 休日急患診療所

[本庄市保健センター内☎24-2003]

診療科目…内科系疾患

診療時間…午前9時～ 正午
午後1時～ 4時
午後7時～ 10時

※健康保険証を持参してください。

② 在宅当番医療機関

◆診療は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

1月11日(日)	細村耳鼻咽喉科医院	☎22-3343
1月12日(月)	松本産婦人科医院	☎24-3377
1月18日(日)	森田整形外科クリニック	☎23-1610
1月25日(日)	飯塚耳鼻咽喉科医院	☎34-2313
2月1日(日)	飯塚内科産婦人科	☎24-6311

小児救急電話相談 (#8000)

休日や夜間の子どもの急病(発熱、下痢、おう吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、小児科経験のある看護師が相談に応じます。また、必要に応じて医師の助言を受け対応します。

◆相談方法(電話による相談)

埼玉県内のどこからでも電話で『#8000』をプッシュすることで、相談窓口につながります。携帯電話からの相談も可能です。

◆相談受付時間

- ・平日(月～土)
午後7時～午後11時
- ・休日(日・祝・年末年始)
午前9時～午後11時

◆問合せ

埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当

[☎048-830-3538]

年末年始の窒息事故を防ぎましょう!

食べ物による窒息事故は年間を通して発生しています。

特にお正月の季節は、お餅を食べる文化もあるため多くの高齢者や乳幼児が、窒息事故を起こしています。お餅ばかりでなく、肉やこんにゃく、りんご、パンなど様々な食べ物で事故が発生しており、死亡事故にもつながるケースもあるため注意が必要です。

☆窒息事故を防ぐためのポイント☆

- ①お餅・肉などの食べ物は、小さく切って食べるようにしましょう!
- ②急いでのみこむことなく、ゆっくり食べるようにしましょう!
- ③食事は、なるべく家族と一緒に食べるようにしましょう!



国民年金コーナー

No.294

源泉徴収票が送付されます

厚生年金保険、国民年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『公的年金等の源泉徴収票』を社会保険業務センターからお送りします。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告(住所地を管轄する税務署で受付)の際に添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

なお、2つ以上の公的年金等の支払者に扶養親族等申告書を提出されている方、給与等の所得がある方は、確定申告を行なう必要

があります。

また、源泉徴収票で受けられなかった控除(生命保険料や医療費など)がある方は、還付を受けるために確定申告を行なうことができます。

送られてきた源泉徴収票を紛失された場合には、住所地を管轄する社会保険事務所まで再交付できますので、ご相談ください。

※遺族年金・障害年金を受けている方には税金がかかりませんので、源泉徴収票は送られません。

問合せ：熊谷社会保険事務所
[☎048-522-5132]

※「産科医療補償制度」とは、出産時の医療事故で脳性まひとなった子に対し、医師に過失がなくても補償金が支払われる仕組みで、医療機関が加入し、分娩一件につき3万円の保険料を負担するが、実際は妊産婦への請求に3万円が上乗せされる。



上里町国民健康保険に加入している方
出産育児一時金が38万円になります

上里町国民健康保険に加入し、平成21年1月1日以降に出産する方は、出産した医療機関が「産科医療補償制度」(※参照)に加入している場合、出産育児一時金が3万円加算されて38万円となります。(現行は35万円)

手続き等について、詳しくは健康保険課医療年金係 [☎35-1222-1225] へお問い合わせください。